

雇用保険受給資格者のみなさまへ

再就職手当の給付率引き上げのご案内

再就職手当とは、雇用保険受給資格者のみなさまが基本手当の受給資格の決定を受けた後に早期に安定した職業に就き、又は事業を開始した場合に支給することにより、より早期の再就職を促進するための制度です。

平成29年1月1日以降の就職については給付率が引き上げられます。

再就職手当の額は次のとおりです。

就職等をする前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数により給付率が異なります。

【平成29年1月1日以降に就職した場合】

支給日数を所定給付日数の

3分の2以上残して早期に再就職した場合

・・・基本手当の支給残日数の70%の額

(平成28年12月31日までに就職した場合は60%)

3分の1以上残して早期に再就職した場合

・・・基本手当の支給残日数の60%の額

(平成28年12月31日までに就職した場合は50%)